

青森県私立高校生等奨学のための給付金給付要綱

(趣旨)

第1 県は、私立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるようにするため、当該高校生等の保護者等に対し、青森県私立高校生等奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を給付することとし、その給付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）をいう。
- (2) 高校生等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者
 - イ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）第3条第1項各号の全てに該当する者（同条第2項の規定により同条第1項第3号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）であって別表1の区分一に規定する者又は国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）第3条第1項各号の全てに該当する者であって別表1の区分一に規定する者。
- (3) 保護者等 前号に規定する者の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者）その他の高校生等の就学に要する経費を負担すべき者をいう。
- (4) 通信制 高等学校又は中等教育学校の通信制課程及び専修学校の高等課程又は一般課程の通信制学科をいう。
- (5) 基準日 当該年度の7月1日（第4第2項の場合において、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあつては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日）をいう。ただし、学則その他当該高等学校等の設置者が定めるところにより7月2日以降に入学することとされている高等学校等に入学する者については、その入学の日をいう。
- (6) 所得割合算額 保護者等（保護者等が2人以上いるときは、その全員）の基準日の属する年度分の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額をいう。
- (7) 世帯区分1

基準日において生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助を受けている者が属している世帯の区分をいう。

- (8) 世帯区分 2 基準日の属する年度分の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である保護者等（保護者等が 2 人以上いるときは、その全員）が属している世帯の区分（世帯区分 1 を除く）をいう。(9) 世帯区分 3 基準日の属する年度分の所得割合算額が 105,500 円未満である保護者等（保護者等が 2 人以上いるときは、その全員の合算額）が属している世帯の区分（世帯区分 1 及び世帯区分 2 を除く。）をいう。
- (10) 世帯区分 4 基準日の属する年度分の所得割合算額が 105,500 円以上 182,500 円未満である保護者等（保護者等が 2 人以上いるときは、その全員の合算額）が属している世帯の区分（世帯区分 1、世帯区分 2 及び世帯区分 3 を除く。）をいう。

（給付金の給付）

第 3 給付金は、基準日において私立の高等学校等に在学している高校生等（以下「私立高校生等」という。）の保護者等であって、次に掲げる要件の全てに該当する者に対して給付する。

- (1) 基準日において県内に住所を有していること。
 - (2) 基準日において世帯区分 1、世帯区分 2、世帯区分 3 又は世帯区分 4 に属していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、給付金は、私立高校生等又はその保護者等が次の各号のいずれかに該当するときは、給付しない。
- (1) 私立高校生等が児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による措置に要する費用の支弁対象であり、当該私立高校生等に係る見学旅行費又は特別育成費が支弁されている場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、基準日の属する年度において私立高校生等又はその保護者等が他の団体又は個人から授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を目的とした金銭（以下「類似の給付金等」という。）の支給を受けたことにより、給付金を給付する必要がないと知事が認める場合
 - (3) 私立高校生等が基準日の属する年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間の全てにおいて休学している場合
- 3 高校生等が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程における就学について給付する。

（給付金の額）

第 4 給付金は、年度を単位として給付するものとし、その額は、私立高校生等 1 人につき、基準日において当該私立高校生等の保護者等が属している次の表に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表に定めるとおりとする。

世帯の区分	給付金の額（年額）
世帯区分 1	当該世帯区分の世帯に扶養されている高校生等 52,600円
世帯区分 2	ア 当該世帯区分の世帯に扶養されている通信制以外の 高等学校等に通う高校生等 152,000円 イ 当該世帯区分の世帯に扶養されている通信制の高等 学校等に通う高校生等 52,100円
世帯区分 3	ア 当該世帯区分の世帯に扶養されている通信制以外の 高等学校等に通う高校生等 50,670円 イ 当該世帯区分の世帯に扶養されている通信制の高等 学校等に通う高校生等 17,370円
世帯区分 4	ア 当該世帯区分の世帯に扶養されている通信制以外の 高等学校等に通う高校生等 38,000円 イ 当該世帯区分の世帯に扶養されている通信制の高等 学校等に通う高校生等 13,030円

- 2 世帯区分 2、世帯区分 3 及び世帯区分 4 の世帯については、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき 1 回に限り、前項の表に定める額に次の表に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表に定める金額を加算することができる。

世帯の区分	加算額
世帯区分 2	81,000円
世帯区分 3	27,000円
世帯区分 4	20,250円

- 3 基準日の翌日以降において、第 1 項の表に掲げる世帯の区分に変更が生じた場合及び私立高校生等が異なる課程に転籍した場合にあっても、給付金の額は変更しない。
- 4 基準日の翌日以降に私立高校生等が休学し、又は退学した場合にあっても、給付金の返納は要しない。

(給付上限回数)

第5 給付金の給付の回数の上限（以下「給付上限回数」という。）は、次の各号に掲げる私立高校生等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する私立高校生等 当該私立高校生等1人につき年1回、通算3回（定時制又は通信制の課程に在籍する私立高校生等にあつては、4回）
 - (2) 学び直し支援金の支給を受ける私立高校生等 前号に定める回数に加え、当該私立高校生等1人につき年1回、通算1回（定時制又は通信制の課程に在籍する私立高校生等にあつては、2回）
- 2 前項の規定にかかわらず、私立高校生等又はその保護者等が当該給付金の給付額を超える類似の給付金等の支給を受けた場合の給付上限回数は、同項に定める給付上限回数から、当該給付金の給付額を超える類似の給付金等の支給を受けた日の属する年度の数を控除した回数とする。

(給付の申請)

第6 給付金の給付を受けようとする私立高校生等の保護者等は、別に定める日までに、知事に対し、その私立高校生等が在学する高等学校等の設置者を通じて、青森県私立高校生等奨学のための給付金受給申請書（別紙様式）に、その属している次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類（当該私立高校生等がその保護者等である場合において、成年に達しておらず、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されるだけの収入がないときにあつては、第2号に定める書類を除く。）並びに当該高等学校等の長が交付する在学証明書及び給付金の振込みの振込先となる預貯金口座に係る預貯金通帳の写し（口座番号並びに名義人及びその読み仮名が確認できる部分に限る。）を添えて申請しなければならない。

(1) 世帯区分1

基準日において生活保護法第36条の規定による生業扶助を受けている世帯に属していることを証する生活保護受給証明書その他の書類

(2) 世帯区分2

私立高校生等の保護者等（当該保護者等が2人以上いるときは、その全員）の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの写しその他同条第5項に規定する個人番号が記載された書類又は基準日の属する年度分の私立高校生等の保護者等（当該保護者等が2人以上いるときは、その全員）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証する課税証明書その他の書類

(3) 世帯区分3及び世帯区分4

私立高校生等の保護者等（当該保護者等が2人以上いるときは、その全員）の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成2

5 年法律第 27 号) 第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの写しその他同条第 5 項に規定する個人番号が記載された書類又は基準日の属する年度分の私立高校生等の保護者等 (当該保護者等が 2 人以上いるときは、その全員) の所得割合算額が、世帯区分 3 又は世帯区分 4 に相当すると認められる世帯であることを証する課税証明書その他の書類

2 私立高校生等が他の都道府県の区域に設置されている高等学校等に在学している場合にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、当該私立高校生等に係る次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 当該高等学校の長が交付する在学証明書

(2) 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給の資格があることを明らかにする書類

(給付の決定)

第 7 知事は、第 6 の規定による申請書等を受理したときは、必要な事項を審査の上、第 3 第 2 項の場合を除き、給付金の給付を決定し、その旨及び給付金の給付の時期を申請に係る保護者等に通知する。

(授業料以外の教育費との相殺)

第 8 私立高校生等の保護者等は、私立高等学校等が徴収する授業料以外の教育に必要な経費と相殺するため、給付金の受給を学校設置者又は学校長に委任することができる。

(給付の決定の取消し)

第 9 知事は、私立高校生等の保護者等が偽りその他の不正の手段により給付金の給付を受けたと認めるときは、第 7 の規定による給付金の給付の決定を取り消すことがある。

2 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を当該取消しに係る保護者等に通知する。

(不当利得の徴収)

第 10 知事は、第 9 第 1 項の規定による取消しをしたときは、当該取消しに係る保護者等から、期限を定めて、その給付を受けた給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することがある。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 11 給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(新入生に対する一部給付の早期化)

第 12 新入生に対する給付金については、前年度の課税証明書等及び 4 月 1 日現在

の状況に基づき、4月分から6月分に相当する額（以下「4～6月分相当額」という。）として、第4第1項の表に定める額に4分の1を乗じた額を早期給付することができる。この場合において、7月分から翌年3月分に相当する額として給付する額は、当該年度の課税証明書等及び7月1日現在の状況に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額とする。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

- 2 前項のほか、この要綱において7月1日現在の状況によることとしているものについては、同項の規定による早期給付においては4月1日現在の状況によることとする。

（家計急変世帯への支援）

第13 家計急変により保護者等の収入が激減したことによって、所得割合算額が世帯区分2、世帯区分3又は世帯区分4に相当すると認められる世帯に属する高校生等については、当該世帯の区分に属するものとみなして、この要綱の規定を適用するものとする。

- 2 7月1日までに家計が急変し、申請のあった者には、第4第1項の表に定める額の給付金を給付する。
- 3 7月2日以降に家計が急変し、申請のあった者には、第4第1項の表に定める額に基づき、申請のあった月の翌月以降の月数に応じて算定した額を給付することを基本として、別に定める額の給付金を給付する。
- 4 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、前2項の金額に第4第2項の表に定める金額を加算することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定による申請（以下「家計急変世帯に係る申請」という。）があった場合は、申請時における最新の家計の状況を確認するものとする。
- 6 家計急変世帯に係る申請についての第6の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第6第1項第2号中「の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証する課税証明書その他の書類」とあるのは、「に係る課税証明書その他の書類及び家計の状況が確認できる書類」とする。

- (2) 第6第1項第3号中「の所得割合算額が、世帯区分3又は世帯区分4に相当すると認められる世帯であることを証する課税証明書その他の書類」とあるのは、「に係る課税証明書その他の書類及び家計の状況が確認できる書類」とする。

（その他）

第14 この要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月10日から施行し、同年4月1日以降に私立の高等学

校等の第1学年に入学した高校生等（単位制の課程に在籍する高校生等にあつては、知事が第1学年相当であると認める者）に係る給付金について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月14日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年3月10日から施行する。

2 令和2年度において、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（家計急変世帯への支援の対象となった世帯を含み、4月分から6月分に相当する額の早期給付を受け、7月分から翌年3月分に相当する額の給付対象とならない世帯を除く。）として、給付金を受給した世帯については、第4第1項の表「道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯」の項のアからエまでの区分に応じ、次の金額を上乗せ支給する。

ア 一人当たり年額 26,100円

イ 一人当たり年額 12,000円

ウ 一人当たり年額 12,000円

エ 一人当たり年額 12,000円

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月12日から施行し、令和4年度分の給付金の給付から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月14日から施行し、令和5年度分の給付金の給付から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月16日から施行し、令和6年度分の給付金の給付から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年5月8日から施行し、令和7年度分の給付金の給付から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和8年6月26日から施行し、令和8年度分の給付金の給付から適用する。

2 次のいずれかに該当する者に係る令和8年4月1日以後の給付金の支給については、なお従前の例による。

- (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号。以下「令和8年改正法」という。）附則第2条第2項に規定する経過措置の対象者
- (2) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和8年文部科学省令第18号）附則第2項に規定する経過措置の対象者
- (3) 令和8年改正法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条に規定する者（(1)又は(2)に該当する者、法第3条に規定する者及び出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4の表の留学の在留資格をもって本邦に在留する者を除く。）
- (4) 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第3条第1項各号の全てに該当する者（同条第2項の規定により同条第1項第3号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）であって別表1の区分二若しくは区分三に規定する者又は国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第3条第1項各号の全てに該当する者であって別表1の区分二若しくは区分三に規定する者。

- 3 前項に規定する者にかかる給付金は、年度を単位として給付するものとし、その額は、私立高校生等1人につき、基準日において当該私立高校生等の保護者等が属している次の表に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表に定めるとおりとする。

世帯の区分	給付金の額（年額）
世帯区分1	当該世帯区分の世帯に扶養されている高校生等 52,600円
世帯区分2	ア 当該世帯区分の世帯に扶養されている通信制以外の 高等学校等に通う高校生等 152,000円 イ 当該世帯区分の世帯に扶養されている通信制の高等 学校等に通う高校生等 52,100円

- 4 前項の世帯区分2の世帯については、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、前項の表に定める額に81,000円を加算することができる。
- 5 基準日の翌日以降において、第3項の表に掲げる世帯の区分に変更が生じた場合及び第2項に規定する者が異なる課程に転籍した場合にあっても、給付金の額は変更しない。
- 6 基準日の翌日以降に第2項に規定する者が休学し、又は退学した場合にあっても、給付金の返納は要しない。